

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果一覧表

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	備考
							所管課	連絡先（直通）	契約の相手方とした理由	
1	街区表示板貼替業務	一式	H31. 4. 19	本業務は、住居表示に関する法律により設置された街区表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を越えた街区表示板の貼り替えを行うものである。	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	¥4,932,290	戸籍住民課	228-8473	<p>同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。</p> <p>本業務を同法人に委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対し就業機会を提供し、以て本市の政策である「高齢者福祉の増進」に資する目的を達成できる。</p>	